

平成30年6月14日

守谷市議会  
議長 梅木 伸治 様

議員政治倫理検討特別委員会  
委員長 市川 和代

### 委員会視察研修報告

標記の件について、次のとおり実施したので報告します。

1 日 時 平成30年5月18日（金）午後2時～午後4時

2 場 所 つくば市議会事務局

3 出席者

【相手方】

つくば市議会 塩田 尚 議長,

つくば市議会事務局 新井 隆男 局長, 川崎 誠 次長ほか5名

【当 方】守谷市議会 議員政治倫理検討特別委員会

委員長 市川 和代, 副委員長 青木 公達,

委 員 神宮 栄二, 末村 英一郎, 寺田 文彦, 高橋 典久, 川名 敏子,

佐藤 弘子 (欠席委員) 伯耆田 富夫

議 長 梅木 伸治

4 研修項目 「政治倫理条例等について」

5 研修目的 守谷市議会議員の政治倫理を検討するため、市議会議員の資産等の公開等を行っている、つくば市議会の状況を調査した。

6 研修内容

つくば市役所庁舎6階（議会事務局総務課フロア）にて、つくば市議会事務局職員の進行により、研修を開始した。

(1) 開 会

(2) 塩田議長あいさつ

・守谷市はつくば市のいい意味での近い最大のライバルであり運命共同体であると思っている。特に「子育て」の分野においては、大いに参考にすべき点がある。自分の娘が、夫婦共働きで子育てがしやすいという理由で、守谷市に家を建てると聞いて大変驚いたが、調査をすると納得させられることが多々あった。

会田前守谷市長の「守谷市の規模では、様々な分野において一番になるのは難しい。あ

る分野に特化した特徴のあるまちづくりをしないと生き残れない。守谷市では「子育て支援」に力を入れている。」との言葉がとても印象深い。

・平成30年5月7日、茨城空港周辺7市議会（小美玉市（会長）、土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、行方市、鉾田市）で「つくばエクスプレス茨城空港延伸議会期成同盟」を設立した。茨城県内のつくばエクスプレス沿線市で唯一の参加となったが、あくまでも茨城空港周辺市ということで参加した。すでに、守谷市・つくばみらい市・つくば市では、沿線都市として3市の議員連盟があり、学割定期券の料金低下などをはじめ様々なるが、理解をお願いしたい。私見としては、延伸に伴うインフラ整備などを考慮すると実現は難しいと思うし、その効果にも疑問のあるところである。

・現在、つくば市ではもう一つ課題がある。筑波山地域は日本ジオパーク地域に認定されているが、同じく認定されていた高萩市を中心とした北茨城地域が地域の連携が取れていないとして認定を取り消された。来年、認定の見直しがあり、このままでは筑波山地域も危ういので、今後、存続や発展を目指して、筑波山周辺の6市で議員連盟を立ち上げる準備をしている。

・昨年、つくばの宇宙センターにルクセンブルクの大公殿下、妃殿下が天皇陛下とともに訪問いただいた。また、今年度はG7の会場としてつくば市が選ばれた。つくば市にとっては大変名誉なことであるので、紹介させていただく。

・今後とも、守谷市、つくばみらい市、つくば市においては、市執行部と市議会とともに大いに協力し、切磋琢磨し、互いに研鑽しながら、沿線地域の発展につなげていきたいと考えている。

### （3）委員長・市川あいさつ

### （4）説明・質疑

事前に守谷市議会から提出したの視察研修調査項目に沿って、主に、つくば市議会事務局・川崎次長から説明を受けた。説明後は、委員長・市川の進行で、各委員から調査項目以外の内容について質疑を行った。詳細は、「別紙1」を参照のこと。質疑終了後、青木副委員長から視察研修に対するお礼のあいさつを行った。

### （5）閉会

## 7 総括及び今後の取り組み

研修後、5月29日（火）に委員会を開催し、視察研修の検証を行った。委員各位からの意見・感想等は「別紙2」のとおりである。

つくば市議会が条例を制定した経緯には、当時の時代背景が大きく影響していることがわかった。きっかけは、市民からの直接請求や請願だが、政治的な問題から、制定に至るまでに約5年を要していた。条例制定後から十数年が経過したいま、資産等の公開がどのくらい市議会議員の政治倫理に寄与しているのか、委員会で精査していきたいと考える。

また、近隣である取手市議会でも市議会議員の資産等の公開を行っているので、そちらも参考にしながら、資産等・所得・納税状況・経歴などの公開や公共事業の契約に関する制限、報告書の公開方法（広報紙やホームページへ掲載など）など、委員会において、一つひとつ慎重に検討、議論を重ねていきたい。

## ○政治倫理条例等について

### 1 条例制定の経緯

#### (1) 「つくば市議会議員政治倫理条例」の制定時期及びその経緯

※つくば市議会提供資料No.1を参照

#### (2) 市長等と条例を分離した理由

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」(以下「法律」と記載)に基づき、平成8年1月に「市長の資産等の公開に関する条例」制定した。しかし、市長等に関する政治倫理条例は制定されておらず、平成12年11月に市議会議員を対象とした政治倫理条例が可決・施行された。その後、市長・助役・収入役・教育長(役職は当時のもの)に関しても条例が必要であるとのことから、平成13年3月に現行の条例のとおりとなった。

(条例の制定順序)

平成 8年 1月	政治倫理の確立のためのつくば市長の資産等の公開に関する条例
平成12年11月	つくば市政治倫理条例(対象は市議会議員のみ)
平成13年 4月	つくば市長等政治倫理条例 つくば市議会議員政治倫理条例(つくば市政治倫理条例を改正) つくば市政治倫理審査会条例

### 2 市議会議員の資産等報告書

#### (1) 首長と違い、法律(※)に定めのない市議会議員からの提出を規定した理由

市民からの直接請求にあった条例案が元になっている。当時の時代・社会背景(現職のつくば市議会議員の逮捕や現職の茨城県知事が収賄容疑で逮捕・起訴(平成5年)、茨城県選出の国会議員の逮捕などの収賄事件が多発)が影響していると推察される。

#### (2) 法律より厳しい規定(預貯金など)や法律にない項目(地位及び肩書、市税等の納付状況など)を条例に盛り込んだ理由

詳しい経緯はわからないが、特別委員会で検討する中で他市議会等の事例などを参考に、また、当時地元で建設業などを経営する議員もいたことから、より厳しい規定としたのではないかと思われる。

### 3 市工事等に関する遵守事項

#### (1) 配偶者や1親等の親族、同居の親族までを対象範囲とした理由

#### (2) 金額に関わらず全ての契約を辞退する理由

前述のとおり、当時の社会背景をもと、市民に疑惑の念を生じさせないことを目的に規定したと思われる。

#### 4 市長等に関する条例との差異

- (1) 条項や議会規程, その他事務手続き等を含めた違い  
市長等と市議会議員には, 特に大きな違いはない。

#### 5 報告書の閲覧状況及び市民の調査請求

(1) 過去5年間のそれぞれの実績

報告書の閲覧は, 平成28年11月の市議会議員改選時に, 市民2人から個別に申請があった。

過去10年間に遡って調べたが, 市民からの調査請求はなかった。

#### 6 政治倫理審査会の役割と実績

(1) 審査会からの意見書の内容や指摘事項

これまで, 誤字や軽微な修正を求められたことはあるが, 内容について疑義や大きな指摘をされたことはない。

議員の報告書提出からの審査会の意見書作成までの主な流れは次のとおりである。

- ①毎年5月中旬までに, 議員は報告書を議会事務局へ提出。  
(条例では5月末日までとなっているが, 事務的処理が完了しないため)
- ②議会事務局は内容を精査し, 市長を經由して審査会へ提出。
- ③議会に対し, 審査会から記載内容の訂正(誤字や軽微な修正)についての通知。
- ④議会事務局はそれらを修正して, 毎年6月15日までに審査会へ再提出。
- ⑤毎年9月中旬ごろ, 審査会は市長を通じて議長に意見書の写しを提出

(2) 審査会による調査実績とその内容

市民からの調査請求もなく, 審査会独自の調査等もない。

#### 7 現状と課題

(1) 事務手続きを含めた課題

(2) 現在, 検討事項となっているもの

- (1) と (2) とともに特になし。

## ○調査事項以外の質疑応答

問：株券不発行の場合の取扱いについて、再度説明をお願いしたい。

答：昨今、株券を紙媒体で発行しない、パソコン上等の取引（ネットのデイトレード）で電子媒体によるものも出てきているので、そのような場合は、株券が紙媒体で発行された場合を想定して、それ相当の銘柄や金額を報告するということである。

問：議員に税の滞納があったという事例はあるのか。

答：事情により納付が遅れている場合はあるが、審査会としてはあくまでも課税額を報告してもらっているので、納付等を促すような措置はしていない。

問：平成12年11月の議員改選の直前に条例案が可決されたのであるが、そのことによって、どのような影響があったのか。立候補をとりやめた人などはいたのか。

答：条例制定により、当時在籍した議員が次の選挙への立候補をとりやめたという人はいなかったと思う。最近の状況として、議員になると資産等を公開しなければならないから立候補をあきらめたという噂を聞いたことはあるが、(当条例が立候補の妨げになっているということは)定かではない。

問：平成18年6月の条例改正において、議会報への掲載をとりやめている。きっかけは請願のようだが、なぜ請願が出るような事態となったのか。

答：条例制定当時も広報紙への掲載については、かなり協議を重ねた事項であり、このことも議員の賛否が分かれた要因の一つであった。ただし、選挙間近の市民からの直接請求であったため、議員としても反対しづらい状況にもあったかと思う。

議会における勢力図が変わってくると、後々こうした案件にも変化が起こるとのことだと思う（政治的な問題）。

問：議会報への掲載をやめたことにより、市民からの声はなかったのか。規制を緩めたことに対する反発などはなかったか。

答：当時、特にはなかったと思う。

問：第4条第2項で、求められれば配偶者等の資産等の報告書を求められるとあるが、これはあくまでも要求があったらという解釈で良いのか、また、過去に事例はあったか。

答：お見込みのとおり、あくまでも要求があった場合に提出しなければならない。これまでに事例はない。

問：この条例の主な鍵は公契約の部分だと思うが、昨今、辞退する範囲の見直しなどは議論されているか。

答：一般質問で取り上げ、見直しを要望する議員はいるが、正式な議論までには至っていない。

問：公職選挙法に関係すると思うが、選挙公報に掲載する学歴や職歴が本当に正しいのかとの指摘を受けたことがある。そうしたことを払拭するため、守谷市では、政治倫理条例において、最終学歴の卒業証明書や勤務した会社の在籍証明書等の提出を義務付ける規定を設けたらどうかということが議論になっている。つくば市ではそうしたことは議題となっていないか。

答：議論にはなっていない。議員に当選した時点で、自己申告による個人調査票を作成してもらっている。

問：公契約や資産公開等の範囲など、いろいろな自治体を参考にしたと思うが、最終的にどのような基準で決定したのか。

答：特別委員会の調査において、様々な自治体の条例を取り寄せて議論をした。最終的には、条例を制定したいという思いの強い議員の意見がとおり、(つくば市は他と比較して)かなり厳しい基準となっていると思う。

問：資産公開の点で、「仮想通貨」の取扱いについて議論などはされているか。

答：特にしていないが、仮に、市長側で項目として挙げられてきたら、議員側も追随せざるを得ないと思う。

問：仮に、市民からの調査請求で、「資産があるのに報告していない、虚偽である。」との指摘を受けた場合はどのような措置をとるのか。また、報告を要請しても、それに応じなかった場合は罰則規定などがあるのか。

答：条例第11条に、「議長は、審査会の意見書に資産等報告書の提出の遅滞、虚偽の報告、議員が調査に協力しなかった等の指摘があったときは、その旨をつくば市議会だよりで公表しなければならない。」とあるので、そのような措置となると思う。

資産等の報告は、あくまでも自己申告であり、その自己申告の内容に対して審査会が意見書を作成するというのが原則である。申告していない部分については、審査会の強制力を及ぼすことは難しいと思う。

視察研修に対する、委員各位の意見・感想等  
(平成30年5月29日開催の委員会における発言要旨)

※順不同

**神宮委員**：つくば市の場合、市議会議員の政治倫理条例が先行し、市長等はあとからできたということが印象に残った。また、資産等の報告書に関して閲覧の実績がほとんどないということは、(政治倫理に対する)思いは理解できたが実効性に乏しいと感じた。

**末村委員**：政治倫理の規定というのは、結局のところ「線引き」をどのようにするのかということだと思う。つくば市の場合、その「線引き」を決定する理由が政治的なものが強すぎて、あまり参考にならないと感じた。例えば、当初は、議員が公開した資産等の概要を「議会広報紙」に掲載していたが、政治的な理由でそれをとりやめたという話があった。本来議論すべきはそのようなことではなくて、「議員の配偶者、扶養親族又は同居の親族は、提出を求められたときには報告書を提出しなければならない。」といった憲法にも関わってくるようなところではないかと思う。

**寺田委員**：「資産等の公開」は有権者のためのチェック機能ということだと思うが、過去5年間に2名程度という話を聞いて、閲覧者が少ないということが印象に残った。

**高橋委員**：一番知りたかったのは、条例制定のきっかけだった。市議会議員の汚職事件があり、それを契機に市民の声が大きくなり、条例が制定されたとのことだった。

ただし、事件が起こった当初は市民の関心度も高かったが、現在はあまり興味を持たれていないようだと感じた。議員の自己満足のために資産公開等を行うのなら、あまり意味がないのではないかとも思った。

**川名委員**：議員の汚職事件をきっかけに、(議員の)政治倫理を推し進めたということだが、その後事件などは起こっていないようだが、検証もなされていないことがわかった。

また、女性議員の場合、一般的に土地や建物を所有しているのは夫なので、資産等を公開しても表記されないのではないかと思った。

さらに、(毎年報告書を提出することにより)議員の資産に変化があるのかどうかを検証することが目的なのだが、報告義務があるのでその辺を明らかにしないことも、報告の仕方によってはできるのではないかと疑義を感じた。

**佐藤委員**：つくば市の規定は厳しいと感じたが、「資産等の報告書」はあくまでも自己申告なので、(市民が求める客観的な) 検証ができないと感じた。

**青木副委員長**：市議会議員が資産等を公開することにどのくらいの意味があるのか、というところを感じた。県議会議員や国会議員ならそれなりの意味を持つと思うが、市議会議員の資産がどのくらいかということ公開することにどの程度の意味があるのか疑問に思う。市議会議員は、税金をきちんと納付しているのかどうかという程度で十分だと考える。

**市川委員長**：つくば市の条例制定の成り立ちが、市民からの直接請求ということがわかった。国会議員の資産等は公開されているが、日頃からその真実性について疑問に思うことが多く、政治倫理に関する法令がどのくらいの効果を生んでいるのかと考えさせられている。今後、守谷市議会議員の政治倫理を検討するに当たって、資産公開については、つくば市の現状を知ることができて参考になったと思う。

毎年報告書を提出し、それを審査会が内容を精査し意見書を作成していることは良いことだと感じた。